

- 一、労働立法改廃並に制定に関する件 九
- 一、労働会館建設に関する件 十一
- 一、インフレツシヨ、斗争に関する件 十三
- 一、一切の暴行誹法令撤廃に関する件 十六
- 一、自衛團組織に関する件 十七
- 一、帝口主義XX反対に関する件 十八
- 一、日ソ不侵略条約締結促進に関する件 十八
- 一、清と組合運動促進に関する件 十九

撤回

労働立法改廃並に制定に関する件

提案
 聯合会本部
 大政全属労働組合
 大政一般化学産業労働組合

主 文

吾等は労働階級の生活を擁護する為りに、労働者の利害を中心として制定せらるべき労働法の制定並に現行労働立法の改廃を期す

- 一、改正すべき法規
 - イ、工場法
 - ロ、鉱業法
 - ハ、健康保険法
 - ニ、屋外労働者保護法
 - ホ、職業紹介法
 - ヘ、入官者職業保証法
 - ト、救護法
 - チ、養老保険法
 - リ、其他
- ニ、制定すべき法規
 - イ、自主的労働組合法
 - ロ、資本家及政府全額負担の失業保険法
 - ハ、商店法
 - ニ、交通事故特別裁判法
 - ホ、療疾保険法
 - ヘ、其他

労働立法は、資本主義の必然的結果として起る疾患を償はんとするものがある。従つてこの疾患を正すことの責任とそれと要する犠牲は、当然資本家階級の擔ふべきものである。然るに今日の労働立法の多くは、單なる申訳的なものに過ぎず、吾々の要求せるものとは甚だ遠きものがある。